

中小企業者等連携新製品開発応援事業補助金

補助上限額：50万円

専門家から助言を受けられます！
伴走型補助金です！

補助対象事業

新製品*の開発・既存製品の改良に関する取組であって、以下のいずれかに該当するもの*：品物だけでなく、サービスも含まれます

- ①新製品開発及び既存製品の改良に伴う市場調査（委託のみ）
- ②試作品、初回製造
- ③新製品制作委託

※既存製品の改良は、製品設計を大きく変更・改良したものに限り、小規模な改良仕様変更は除く。

【以下のものは補助対象外】

- ・すでに製品開発が完了しているもの
- ・製品の量産化に過ぎないとき
- ・製品開発の全部又は大部分を外部委託するもの
- ・原材料の調達に過ぎないとき
- ・生産設備等の機械装置導入が目的

詳しくは、市ウェブサイトにて、ご確認ください。



まずはご相談を！

申請者※以下の要件を満たす法人又は個人

- ①新製品開発グループに該当する中小企業者等
- ②申請代表者及び市内中小企業者等は、市内に事業所を有して1年以上事業を営む者であること
- ③補助対象事業を市内事業所で行う者

この他、詳しくは、市ウェブサイトにてご確認ください。

補助対象経費

- ・原材料費、副資材費
- ・機械装置、工具器具費
- ・産業財産権出願費
- ・委託費
- ・外注費
- ・販路開拓費

この他、補助対象外経費など詳しくは、市ウェブサイトにてご確認ください。

対象経費
1/2を補助

手続きの流れ

申請

必要書類を提出

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③対象経費明細書
- ④経費の見積書 等

随時募集中
※予算に達し次第終了

助言

アドバイザー委員 から専門的助言

事業計画に対して、商品開発や販売促進などの専門家から、助言を行う

見直し等により、事業の実施がより効果的に！

交付決定

実績報告

必要書類を提出

- ①実績報告書
- ②事業報告書
- ③経費明細報告書
- ④経費の領収書 等

2月末日まで
事業完了

●お問合せ先

熊谷市産業振興部商業観光課 熊谷市宮町2-47-1 7階
電話 048-524-1111(代表)内線508

熊谷市 新製品開発補助

検索